

議案第 99 号

東近江市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 11 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市土地開発基金条例の一部を改正する条例

東近江市土地開発基金条例（平成17年東近江市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3項を加える。

- 2 必要があるときは、基金に追加して積み立て、又は基金を処分することができる。
- 3 前項の規定により基金を処分することができる額は、同項の規定により基金に追加して積み立てた額に相当する額の範囲内とする。
- 4 第2項の規定により積み立て又は処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額を増加し、又は処分量相当額を減少した額とする。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条を削り、第9条を第7条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。